

調査研究委託及び奨励の事業に関する規定

一般財団法人 厚生労働統計協会

第1条 一般財団法人厚生労働統計協会（以下「協会」という。）は、定款第4条第1項第1号及び第5号の事業のうち、厚生労働統計に関する調査研究委託及び奨励等の事業（以下「調査研究委託奨励事業」という。）を、この規定により行う。

第2条 調査研究委託奨励事業は、つぎのとおりとする。

- 一 厚生労働統計の整備、改善及び普及に関する調査研究の委託
- 二 協会発行の「厚生指標」に掲載された論文のうち適当と認められものに対して「川井記念賞」を贈り、表彰状及び副賞を贈呈する。

第3条 調査研究委託奨励事業対象の選定は、協会会長が委嘱する委員で構成された委員会が行う。

2 委員は学識経験者10名以内とする。

第4条 調査研究委託奨励事業の経費は、協会会計処理規則第4条の「その他会計及び法人会計」（川井記念基金果実を含む。）から支出する。

第5条 この規定に定めるほか、調査研究委託奨励事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。